会 議 録

会議の名称	和泉市政治倫理審査会
開催日時	平成21年4月13日(月) 14時00分から15時30分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 4階 中集会室
出席者	<ul> <li>・政治倫理審査会委員</li> <li>丸山会長、清水副会長、中島委員、遠藤委員、鈴木委員、古川委員</li> <li>・事務局</li> <li>三井危機管理監、寺西危機管理室長、中浴係長、森口係員</li> </ul>
会議の議題	平成21年3月2日に「和泉市長の政治倫理に関する条例」第3条第1項 第5号に抵触するとして、調査請求された事案について
会議の要旨	<ul><li>・本調査請求事案の概要説明。</li><li>・調査請求の対象について検討。</li><li>・調査請求者、市長、同行職員それぞれの確認事項について検討。</li></ul>
会議録の 作成方法	□全文記録 ☑要点記録
記録内容の確認方法	図会議の議長の確認を得ている □出席した構成員全員の確認を得ている □その他( )
その他の必要事項	

## 審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

(会長) あいさつ

本調査請求事案の概要説明

## 審議

- (委員) 市長や同行した職員に、記者会見の状況や同行した理由などを確認したい。
- (委員) 同行した職員については、倫理委員会において結論が出ているので、審査会で取り上げる必要はない。
- (委員) 同行した職員が適切な行動をとったかどうかについては、倫理委員会で判断されている。私たちの審査会で問われているのは、職員を同行させた市長の行為についてで、倫理委員会と政治倫理審査会の守備範囲は異なっている。
- (委員) 調査請求の対象を明確にする必要がある。市長の出馬表明が「憲法」第15条に違反することについては、「憲法」第15条のどの規定を指しているのか。また「地方公務員法」第36条については、市長には適用されないので、その論拠についてもよく分からない。「憲法」第17条違反についてもよくわからない。
- (委員) 請求者は、出馬表明は政治活動であるから、「憲法」第15条及び「地方公務員法」第36条 に違反する。また、そのことに職員を同行させ、公用車を使用したから問題なのだという主張 なのだと思う。
- (委員) 市長には勤務時間の規定はなく、24時間市長ということになる。出馬表明の行為をどうとら えるのかという問題はあるが、市長は出馬表明をいつでもできる位置にある。
- (委員) 調査請求者、市長、同行職員それぞれに事実確認をする必要がある。
- (会長) 時間があまりないので、それぞれに質問状を出して、回答を得ることとします。

調査請求者と市長、同行した職員に対して、調査請求内容及び調査請求関連内容等について質問事項を提示し、その回答をもって、次回審査会において検討することになる。